

民生委員児童委員が1人暮らしのお年寄り宅へ弁当を配付

平成23年12月20日、民生委員児童委員29名が弁当を配付しました。

民生委員児童委員は、日頃から見守りネットワーク活動としてお年寄り宅への訪問活動しています。

今回、初めて1人暮らしお年寄り宅へ手作りのお弁当配付を、実施しました。各委員が材料を持ち寄って、弁当を作りました。夕方になり、担当地区ごとに弁当を手渡して配付しました。喜んでいただけるか心配していましたが、配付後、喜びの電話やお手紙、民生委員児童委員への励ましの言葉をいただき、委員一同安心した様子でした。

民生委員児童委員は、皆さんの地区にいます。日頃の心配ごとなどありましたら、お気軽にご相談ください。



▲各委員が材料を持ち寄って弁当を作り、夕方から担当地区ごとに1人暮らしお年寄り宅へ配付しました

外国人住民の方の登録制度が変わります

住民基本台帳の一部を改正する法律（平成21年7月15日公布）により、外国人住民の方も住民基本台帳制度の対象となります。（平成24年7月施行予定）

変更点

- ① 外国人住民の方にも住民票が作成されます。（平成24年5月頃に仮の住民票をお送りする予定ですので、内容のご確認をお願いします）
- ② 在留資格や在留期間等の変更について、市町村への届出が不要になります。
- ③ 町外に住所を移す際に、転出届が必要となります。
- ④ 今までの外国人登録証明書が順次、券面の記載事項が簡素化された「特別永住者証明書」又は「在留カード」に切り替わります。

特別永住者の方 → 現在お持ちの外国人登録証明証の切替え時に特別永住者証明書に切り替わります。特別永住者証明書への事前交付申請も平成24年1月中旬から役場にて受付けていますが、お渡しは平成24年7月以降になります。

永住者の方 → 改正後3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替わります。

上記以外の方 → 改正後の在留期間または在留資格の変更時に入国管理局にて在留カードに切り替わります。

●新制度の手続きに関する詳細については役場にて案内リーフレットを用意しております。

総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html) でもご確認できます。

■お問い合わせ先 住民福祉課 住民係 Tel.62-1111（内線136）